

学校図書館における貸出記録の 保有期間に関する一考察

- 沖縄県内学校図書館における貸出記録の 管理状況に関する調査より -

A Study on the Problem over "Erasing Circulation Records at Return Time"
: Investigation Concerning Management Situation of Circulation Records
in the Okinawa School Library

山口 真也
(yamaguchi@okiu.ac.jp)

1. 研究の目的

図書館が取り扱う個人情報、プライバシーの一つに、「誰が何を読んだのか」という情報がある。日本図書館協会が1984年に発表した「貸出業務へのコンピュータ導入に伴う個人情報の保護に関する基準」によると、図書館が利用者から貸出記録¹を集める目的は「資料管理」に限定されており、資料が無事に返却された時点で速やかに消去することが望ましいと考えられている²。つまり、貸出記録が貸出サービスをつつがなく遂行するために集められた情報である限り、資料が返却された時点でその用途は終了しており、「資料管理」以外の目的で利用されたり（目的外利用）、外部に漏洩するなどの問題を防ぐためにも、不要な情報を抱え込むことは許されないと考えられているのである。

「貸出記録を返却時に消去する」という理念は、学校図書館にとっても無関係ではない。例えば、1988年に学校図書館問題研究会が作成した「のぞましい貸出方式が備えるべき五つの条件」では、貸出記録を利用者から集める目的は「蔵書について常にその全てが把握、管理できる」ことであり、「利用者を管理するため」ではないこと、「利用者の秘密」である貸出記録をいたずらに保有することが、「読書の自由」の実現にとって心理的な圧力になることなどが記されており、「返却後、個人の記録が残らない貸出方式」が望ましいと提案されている³。学校図書館が管理する貸出記録には、読書指導の資料として活用できるという用途があることから、返却時の消去に反対する意見もないわけではないが、1987年に発表された「図書館の自由に関する宣言1979年改訂」の解説書によると、教育に必要な情報は、子どもと教員との信頼関係の下で、本人から直接収集することが原則であると述べられており、貸出記録と教育指導（読書指導）とは切り離すべきであるという見解も

提示されている⁴。

貸出記録を個人情報、プライバシーとして保護し、自由な資料、情報へのアクセスを実現することは、学校図書館も含めて、基本的に全ての図書館に妥当する原則である⁵。ところが、現実の図書館活動をみると、必ずしも全ての図書館において、貸出記録を返却時に、または返却後すみやかに消去するという方法が採用されているわけではない状況も確認することができる⁶。特に、学校図書館については、これまでも様々な文献において、「図書館の自由」という理念に基づく図書館運営は難しいという指摘がなされており、「貸出記録の返却時消去」という理念についてもまた、上記の指針に反して、学校図書館現場では実践されていないのではないかと考えられるのである。

本研究では、以上の問題意識の下で、学校図書館員へのインタビュー調査を実施し、貸出記録の管理、保有状況と、貸出記録を返却時に消去するという理念に対する学校図書館員の問題意識を明らかにしようと試みた。本稿では、その結果を報告すると共に、学校図書館界における議論をふまえて、調査結果にみる問題点、疑問点を検討してみたい。

2. 貸出記録の読書指導目的での利用と返却時消去に関する学校図書館界の議論

2.1 終戦直後から1980年代までの経緯

上述のように、学校図書館問題研究会や日本図書館協会が作成する指針では、学校図書館が管理する貸出記録もまた、「資料管理」のために集められたものであり、読書指導などの教育的な目的であっても活用してはならないと考えられている。そして、「資料管理」にその用途が限定される限り、貸出記録は返却時に消去されるべきであると考えられている。まずはこれまでの議論を振り返り、こうした理念が成立した経緯を確認してみよう。

過去の学校図書館関連文献を遡ると、戦後しばらくの間は、読書指導のための資料として、貸出記録は積極的に活用されるべきであると考えられていたことが分かる。例えば、滑川道夫氏や阪本一郎氏らを中心に展開された「生活指導の一節としての読書指導」という考えの下では、「読書指導」は、単なる読書に関する指導（読書能力の指導）を超えて、終戦直後に氾濫する「悪書」による影響を防ぐための指導であると同時に、読書の効用による生活態度の改善を期待される指導分野として位置づけられており、生活指導（ガイダンス）と深く結びつくことにより、児童生徒1人1人と向き合うクラス担任の仕事として位置付けられていた。その結果、貸出記録は単なる学校図書館の利用記録ではなく、児童生徒を理解するための指導資料としての性質が備えられ、クラス担任は児童生徒の貸出記録を積極的に「検査」「監督」「検閲」するべきであるという考えが展開されていたのである⁷。

もちろん、この時代にも、「読書行為には個人の秘密が含まれる」という発想が全くな

かったわけではない。例えば、1948年に文部省が作成した『学校図書館の手引』という図書の中では、クラス担任等の教員が、読書指導において、子どもの読書を監視することによって、「気分の上からもくつろいで」読書をするという雰囲気は損なわれるという問題が指摘されている。ただし、その続きの文章に目を向けると、「何を読んでいるかを先生が調べているといった恐れや疑念をいだかせない」ようにすればいいと書かれているに止まっている⁸。つまり、貸出記録をクラス担任等の教員に見られることが心理的なプレッシャーになるとしても、教員が貸出記録を見てはいけない、という発想はこの時点ではまだ存在しないのである。

学校図書館界において、こうした考えが問題視されるようになるのは、公共図書館にてブラウン式の導入が広がった1970年代半ば以降のことである。例えば、学校図書館の専門誌の1つである『学校図書館』（全国学校図書館協議会発行）では、1974年から1976年にかけて、学校図書館においても、利用者のプライバシーを保護するためにブラウン式を採用するべきであると主張する文献が少数ではあるが掲載されている。ブラウン式の導入は、プライバシーを保護することと同時に、クラス担任等による読書指導において個人帯出カードの使用ができなくなることを意味するのだが、これらの文献では、読書指導の重要性は認めつつも、貸出記録をその資料として利用するという「近道」をふさぐことでかえって本質的な指導ができるのではないか、という問題提起がなされているのである⁹。ただし、こうした考えは学校図書館界ですぐに理解を得られたわけではなく、1970年代の文献では、読書指導上の利便性や、教員と児童生徒の間に信頼関係があればプライバシーは問題にならないといった立場から、ブラウン式の導入に明確に反対する意見が数多く展開されている¹⁰。しかしながら、その後、「図書館の自由に関する宣言1979年改訂」の中に「利用者の秘密を守る」という条項が明記されると¹¹、この問題はさらに広い範囲で取り上げられるようになり¹²、学校図書館問題研究会の大会¹³や日本図書館協会の学校図書館部会（夏期研究集会）¹⁴などの場で賛成、反対の立場から活発な議論が交わされることになる。さらに、1980年代後半以降になると、各地での個人情報保護条例の施行や「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の成立を背景として、読書指導を目的とする貸出記録の取り扱いに対して批判的な見解が増加するようになり、それらの議論の中から、貸出記録を返却後も保有し続けることや読書指導目的で利用することについて否定的な立場から書かれた2つの学校図書館向けガイドライン（「のぞましい貸出方式が備えるべき五つの条件」、「図書館の自由に関する宣言1979年改訂解説」の中の「外部とは」¹⁵）が発表されることとなるのである。

2.2 貸出記録と読書指導の望ましい関係

ではなぜ、貸出記録は読書指導のための資料として活用してはならないと考えられるようになったのだろうか。1980年代を中心に議論された内容について、渡辺重夫氏、塩見昇氏の文献¹⁶、「図書館の自由に関する宣言」の解説書の記述（1987年版）、さらに、学校図書館問題研究会の「のぞましい貸出方式が備えるべき五つの条件」の成立過程における議論¹⁷をもとに整理すると、以下ようになる。

1980年代に展開された議論の中で、まず注目すべき点は、学校図書館が管理する貸出記録もまた、他の館種と同様に、公共物である「図書館資料を適切に管理するため」に利用者から集められた記録であり、基本的にはそれ以外の用途を持たせてはならないと主張されているということである。上述のように、学校図書館の場合、クラス担任等の教員との関わりの中で、児童生徒の読書状況や生活態度の評価材料として、貸出記録の提供を求められる場面がある。しかし、個人の貸出記録が、その人物の評価材料として教育的に利用されたり、のぞき見られたりしてしまう状況にあるとすれば、利用者は常に第三者の視線を気にしながら貸出サービスを利用しなければならなくなり、読書における自由な雰囲気損なわれてしまうことになりかねない。つまり、貸出記録が他人に知られるような状況においては、「読みたい資料を借りるという行為そのものがゆがめられることもあり得る」のであり、こうした事態は、学校図書館が教育機関の内部に設置されるとしても、決して許されるべきではないと考えられるのである。そもそも、貸出記録が「自分に対する判断の根拠になる」ことを察知した時点で、子どもたちは他人に知られたくない本を借りることができなくなるのだから、教員が、教え子がなにを読んでいるのか、何を考えているか知りたいと願ったとしても、貸出記録はそれを知りうるための正確な資料にはなり得なくなってしまうという矛盾も生じてしまうのである。

さらに言えば、学校図書館が管理する貸出記録の中には、学校図書館から借りただけで読まずに返却した資料の情報が含まれることもあれば、学習に使用しただけの資料も含まれている。また、児童生徒は、学校図書館資料を（借りずに）館内で利用することもあれば、知人や公共図書館から借りたり、保護者に買い与えられた本や自ら書店で購入した本を読むこともある。つまり、学校図書館が管理する貸出記録とは、利用者が学校図書館から借りた資料のリストに過ぎず、利用者個人の読書興味や内心を把握するための資料としては決して完全なものではないとも考えられるのである。

もちろん、学校教育の中では、教育指導との関わりにおいて、個人の読書傾向を把握することがどうしても必要になる場面もあるだろう。しかし、仮にそうであるとしても、個人の読書傾向は、児童生徒本人との直接的なコミュニケーションを通じて入手することは十分に可能であり、学校図書館員が貸出記録を提供しないからといって、その教育活動が

完全に妨げられるわけではない。クラス担任が児童生徒個人の読書傾向を知りたいのであれば、直接本人に声をかけて聞き出すか、読書ノートをつけさせることによって、児童生徒の自己申告に基づく、より正確な読書情報を入力するように努めればよく、本人の知らない間に、こっそり入手することは人権に配慮した教育のあり方とは反するとも考えられる。こうした方法については、児童生徒が正しく申告しないのではないかと、という懸念もあるかもしれないが、素晴らしい教育を行ってくれるという信頼を教員に対して抱いているのであれば、そうした心配は無用である。また、どんなに信頼する相手であっても、人は心の内側を全てさらけ出して人間関係を築いているわけではない。信頼する教員が相手でも、知られたくないと感じる読書内容があるとすれば、そうした読書内容を伏せて申告する自由が認められてもよいだろう。

以上のように、子どもの権利と「読書の自由」に関する深い理解がなされるならば、学校図書館における貸出記録というものは、貸出に関する記録以上の利用価値を持ち得ないということは明白であり、それでもなお、利用者の貸出記録をクラス担任が求めるとすれば、それは明らかに（言葉は悪いが）教育実践上の「手抜き」であって、学校図書館員が、「知る自由」「読書の自由」を保障することを否定してまで、そうした手抜きに付き合う必要はないはずである。よって、貸出記録とは、学校図書館においてもまた、「資料管理」のために集められた情報であり、教育的な目的も含めて、他の用途とは基本的には結びつけられる性質のものではなく、「資料管理」という用途を終えた時点（つまり返却時）ですみやかに消去することが望ましいと考えることができるのである。

3. 貸出記録の管理状況に関する調査

3.1 調査の目的・方法

「貸出記録は読書指導の資料として活用してはならない」、または「貸出記録は返却時に消去しなければならない」という考えは1990年代後半以降、一部の司書教諭養成課程用のテキストの中でも取り上げられるようになってきている¹⁸。しかしながら、文献調査から分かることは、学問分野においてこうした考えが広がっているということであって、実際に学校図書館で働く人々がどのように受け止めたかということとははっきりしない。「貸出記録の返却時消去」という理念は、学校図書館活動の中で正しく理解され、実践されているのだろうか。

筆者が在住する沖縄県は、1970年代から、小中学校を含め、全県的に専任の図書館員を配置してきた歴史があり、高い水準での「学校図書館図書標準」の達成¹⁹や資料費の確保²⁰、「朝の読書」活動の全県的な実施などを背景として²¹、盛んな読書活動が営まれていると言われている。こうした地域を対象として調査を実施することは、貸出記録を返却時

に消去するという理念の実践状況と、学校図書館員の問題意識について、具体的な資料を得ることにつながるはずである。

本研究では、沖縄県内の学校図書館員²² 140名を調査対象として、2004年3月3日から2006年3月22日まで、約2年間をかけて、インタビュー調査を実施してきた。調査対象となる学校図書館員の内訳は、小学校勤務者61名、中学校勤務者46名、高校勤務者33名であり、沖縄県内の専任学校図書館員（小中学校337人、高校67人、合計404人）の中から任意に選出することとした。インタビュー調査は、各図書館における貸出方式と貸出記録の保有期間について確認した上で、「貸出記録の返却時消去」という理念に対する学校図書館員の問題意識をできるだけ詳細に把握するために、準備した質問項目をもとに、発言内容を制約せずに、自由に語ってもらうこととした。また、インタビュー中には、被調査者の了解の下で、レコーダーにて発言内容を録音し²³、その音声データをもとに、原則として、インタビュー終了後1週間以内に報告書を被調査者に郵送し、聞き間違いや事実に対する誤解等があれば連絡を頂きたい旨を伝えた。その結果、8人から修正の要望があり、これらについては調査結果を訂正し、修正の要望がない場合はそれを調査結果として確定し、本稿の資料とした。なお、調査結果の分析にあたっては、以下に記すように、発言内容を項目化して集計する必要があるため、報告書を作成する際には、音声データをそのまま記載する手法ではなく、あらかじめ準備しておいた項目にあてはめる方法で記述するという手法を用いた。

以上の調査結果をもとに、沖縄県の学校図書館における貸出記録の管理状況（保有状況）と、「貸出記録の返却時消去」という理念に対する学校図書館員の意見を紹介してみよう。

3.2 貸出記録の消去・保有状況

沖縄県の学校図書館の貸出方式は、コンピュータ式とカード式が混在している。まず、コンピュータ式での貸出記録の管理状況を確認すると、表1（図1）から分かるように、全ての学校図書館において、貸出記録は返却時には消去されていないことが明らかとなった。使用されている貸出システムは、地域によって異なるが、小中学校の図書館では、過去の貸出履歴や現在借りている資料の情報を利用者用画面で表示できるシステムが多く、県立高校の図書館でも、事務用画面で過去の貸出履歴を参照できるシステムが導入されている。小中学校の多くは、市販されている学校図書館向けの貸出システムを導入しており、それらが返却後に貸出記録を一定期間、残すことを前提として、設計されていることが明らかとなるだろう²⁴。

次にカード式の貸出方式についてみると、まず小中学校の場合については、全て個人カード式、またはニューアーク式との併用方式が採用されており、ここでも貸出記録は返却時

には消去されていない状況が見えてくる。一方、高校図書館では、小中学校と同様に、大半が個人カード式を採用しているのだが、1館のみ、返却後に貸出記録が残らないブラウン式を採用する学校図書館が存在していることに気づく。地域単位でシステムが導入されることが多いコンピュータ式とは異なり、カード式については、図書館ごとに貸出方式の変更が可能であり、個人の問題意識が現れやすいということが見えてくるが、この人物が異動した後の前任校の状況を調査してみると、その高校図書館でも、ブラウン式が用いられていたものの、後任者は、個人の読書傾向を掴むために、カウンターにて貸出資料の「分類記号をチェックし、個人ごとにメモを残している」と語っている。1人の取り組みだけでは、貸出記録を返却時に消去するという実践は広がりづらい状況もまた見えてくると言えるだろう。

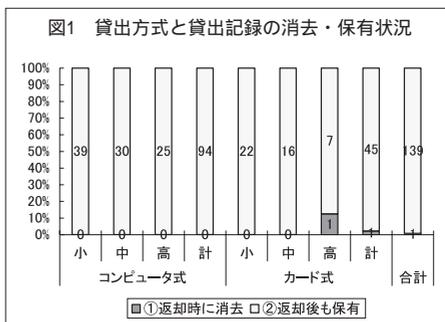


表1 貸出方式と貸出記録の保有・消去状況

N=140

保有・消去状況	コンピュータ式				カード式				合計	比率
	小	中	高	計	小	中	高	計		
返却時に消去	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0.7%
返却後も保有	39	30	25	94	22	16	7	45	139	99.3%

表2 貸出記録の保有期間

N=129

保有期間	貸出方式	コンピュータ式				カード式				合計	比率
		小	中	高	計	小	中	高	計		
在学中 (卒業時まで)		3	11	19	33	8	11	4	23	56	43.4%
年度内 (4月～3月)		28	12	1	41	13	4	1	18	59	45.7%
消去しない(決まっていない)		2	2	2	6	0	0	0	0	6	4.7%
分からない		4	1	3	8	0	0	0	0	8	6.2%

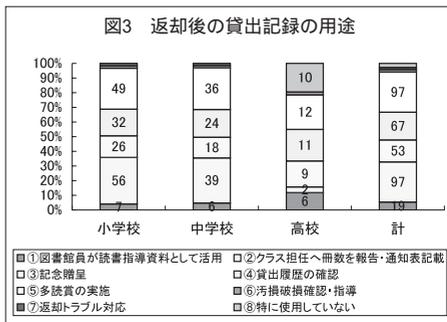
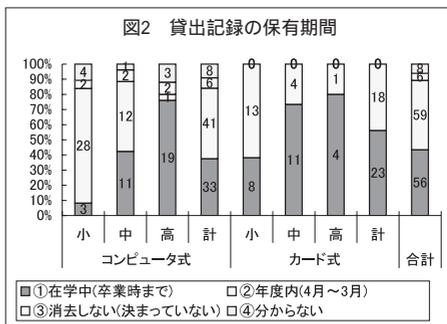
次に、「貸出記録を返却後も保有している」と回答した図書館での保有期間をみてみると、「児童生徒の在学期間中、保有する」という回答と、「4月から翌年の3月まで保有する」という回答がほぼ同数という結果となった(表2、図2)²⁵。この結果を、学校の種類ごとに見ると、コンピュータ式、カード式を問わず、学齢が上がるにつれて、「在学期間中」という回答の割合が増加する傾向を確認することができる。つまり、貸出記録の保有期間

は年齢とともに長くなるということを感じているが、こうした傾向が生じる背景には、管理上の問題が影響していることも明らかとなっている。学校図書館の貸出冊数は、一般的に、絵本から絵物語、小説へ、といった読書対象の変化によって、年齢が上がるにつれて少なくなる傾向がある。その一方で、管理する個人カードやデータの量が多いほど、管理スペースや手間を要

することになるため、特に、貸出冊数が多い小学校図書館では、「長期間の貸出記録の保有は困難」であると考えられているのである。

なお、インタビュー調査では、コンピュータ式の学校図書館において、貸出記録を消去する時期が「はっきり決まっていない」、または「分からない」という回答もいくつか確認されている。「分からない」という回答については、調査時期が貸出システムの入替えや人事異動時期に重なったため、「まだ確認していない」という理由が大半であったが、長い勤務経験があるにもかかわらず、貸出記録の保有期間をはっきりと認識していない学校図書館員が少なからず存在していることには注意が必要であろう。例えば、ある地域では、貸出用のコンピュータからは年度末にデータを消去しているものの、そのデータはMOディスクにバックアップされ、事務室などに長期間（システムが導入されてから数年間）管理されたままになっているという話が確認されている。「年度内」もしくは「在学期間中」と回答した学校図書館員の中には、こうした状況を認識していないと思われる人物も含まれており、貸出記録の消去時期が決まっていない学校図書館は調査結果の数値よりもさらに多いことも想像できる。

筆者はこの質問に関連して、返却後の貸出記録の用途についてもインタビュー調査の中で確認している。表3（図3）から分かるように、小中学校に関しては、クラス担任による定期的な貸出冊数報告のための資料とするという意見が最も多く、多読賞の実施、本人による貸出履歴の確認、卒業時等の記念贈呈といった用途が続く結果となった。



一方、高校では、小中学校と比べてクラス担任による読書指導との関わりは希薄になり、記念贈呈、多読賞の実施、本人による履歴確認などが高い比率を示していることが分かる。「特に使用していない」という回答が多いことも高校の特徴であり、特に使用される当たらない情報が長期間保有され続けている状況も確認できるだろう。

表3 返却後の貸出記録の用途（複数回答可）

N=139

返却後の用途	小	中	高	合計	比率
図書館員による読書指導の資料として活用する	7	6	6	19	13.6%
読書指導資料としてクラス担任へ貸出冊数を定期的に報告・通知表に貸出冊数を記載する	56	39	2	97	69.3%
冊数だけでなく、分類別貸出冊数に報告する	(5)	(1)	(0)	(6)	
卒業時・年度末に記念に贈呈する	26	18	9	53	37.9%
児童生徒が自己の貸出履歴を確認する	32	24	11	67	47.9%
多読賞（優良読者賞を含む）を実施する	49	36	12	97	69.3%
汚損破損状況を確認し、指導する	3	2	1	6	4.3%
返却に関するトラブルに対応する	3	2	0	5	3.6%
特に使用していない	0	0	10	10	7.1%

3.3 「貸出記録の返却時消去」に対する学校図書館員の意見

日本図書館協会や学校図書館問題研究会のガイドラインでは、図書館が管理する貸出記録は、「資料管理」という用途に限定されて用いられるべきであり、その用途が消失した時点、つまり返却時に消去されるべきである（返却後、残されるべきではない）と考えられている。ところが、表1～3から分かるように、沖縄県の学校図書館では、貸出記録は返却後も一定期間、学校図書館内に保有され、多読賞の実施や卒業時の記念贈呈など、様々な用途で活用されている。こうした状況については、学校図書館の現場では「貸出記録の返却時の消去」という考えが受け入れられていないと結論づけることもできるのだが、コンピュータ式の多くの学校図書館において、貸出システムが地域で一括して導入されることや、多読賞の実施や記念贈呈などの用途が、貸出記録が残っているからこそ生じている可能性があることを考慮すれば、貸出記録が返却後も保有されているとしても、そのことですぐに現場の学校図書館員の全てが、貸出記録の返却時消去という考えに反対しているとは言い切れないようにも思われる。

インタビュー調査では、貸出記録の目的外利用や外部漏洩など、貸出記録が返却時に消去されないことによって生じる様々な問題を説明した上で、「貸出記録の返却時消去」という対策を提案し、「貸出記録を返却後も保有するべきかどうか」という質問を改めて行うことにした。

表4（図4）はその回答を集計したものであるが、「貸出記録を返却時に完全に消去するべき」と考える学校図書館員は全体の8.5%という結果となった。この結果を学校別に集計してみると、返却後の貸出記録について「特に用途はない」とする回答が多かった高校では22.6%が返却時の消去について賛同を示しているが、学齢が下がるにつれて、「返却時に消去するべきではない（保有するべき）」という意見が増加しており、小学校ではわずか1名の賛同しか得られていない。記録を消去する必要性について一定の理解を示した学校図書館員も確認されたものの（12.4%）、これまで長く続いてきた状況を変えることに対する不安から、「1人では決められない」、「地域の司書の集まりや学校全体で話し合ってから決めたい」と回答しており、やはり「貸出記録を返却時に消去する」というルールは、学校図書館現場では簡単には肯定できないと考えられていることが見えてくる。

さらに、この結果を調査時期別に見ると、個人情報保護法令が本格施行された2005年4月以前の回答とそれ以降の回答では、返却時消去に賛同する意見が10%ほど増加することから、貸出記録の漏洩や目的外利用の問題に対する意識が少しずつ変わってきているとも考えられるが、施行後も依然として全体の7割を越える学校図書館員が反対を示しており、その値は決して小さいものにはなっていない。また、勤務年数別にみても大きな変化はなく、学校図書館現場に

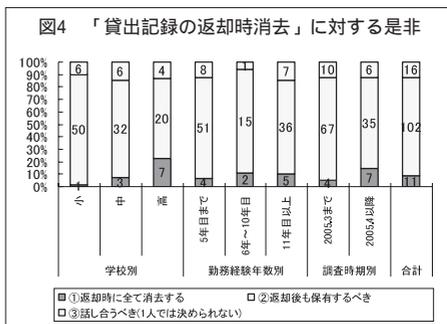


表4 「貸出記録の返却時消去」に対する是非

N=129

選択肢	小	中	高	5年目まで	6年～10年目	11年以上	2005.3まで	2005.4以降	合計
返却時に全て(書名も冊数も)消去するべき	1 (1.8%)	3 (7.3%)	7 (22.6%)	4 (6.3%)	2 (11.1%)	5 (10.4%)	4 (4.9%)	7 (14.6%)	11 (8.5%)
返却時に消去するべきではない・返却後も保有するべき	50 (87.7%)	32 (78.0%)	20 (64.5%)	51 (81.0%)	15 (83.3%)	36 (75.0%)	67 (82.7%)	35 (72.9%)	102 (79.1%)
地域の司書、学校全体で話し合うべき(1人では決められない)	6 (10.5%)	6 (14.6%)	4 (12.9%)	8 (12.7%)	1 (5.6%)	7 (14.6%)	10 (12.3%)	6 (12.5%)	16 (12.4%)

には「分類別冊数のみ残す」という回答を含む、()内は合計人数に占める比率

は、貸出記録を返却時に消去することに対する根強い拒絶感、違和感が存在していることが分かるだろう。

では、なぜ学校図書館員の多くは、貸出記録を返却後も保有しなければならないと考えるのだろうか。インタビュー調査では、筆者の提案に「賛同できない」と回答した学校図書館員に対して、貸出記録を返却後も保有し続けなければならない理由を改めて質問することとした。その結果をまとめると、第一の理由としては、学校図書館における貸出冊数が、学校図書館という枠を越えて、学校全体での教育指導に深く結びついているということが挙げられる。表3から分かるように、沖縄県の小中学校では、小学校で9割、中学校で8割以上が返却後の貸出記録の用途として、「クラス担任への定期的な貸出冊数の報告」を挙げている。元来、沖縄県では、本土との国語力の格差、さらに国語力に基づく基礎学力の格差に対する懸念が強くあり、古くから基礎学力向上対策の一つとして、朝の読書活動や目標読書冊数の設定など、学校全体で熱心な読書活動がなされてきた歴史がある。こうした中で、小中学校図書館での貸出状況は、個人の読書状況を表す教育資料として活用される習慣が形成されており、学校図書館員は、クラス担任による読書指導の資料として、1ヶ月に1回程度、それを報告することが求められてきたのである²⁶。この他にも、多読賞の実施や通知表への貸出冊数の記載などの用途も挙げられており、学校全体で取り組まれている読書指導上の必要性から、貸出記録を返却と同時に、完全に消去することは不可能であると考えられているのである。

ところで、貸出記録の中で、個人情報、プライバシーとして最も秘匿性が高いものは、個人の内心を（間接的にはあるが）示す「何を借りたのか」という情報であろう。インタビュー調査によると、現在のところ、沖縄県の小中学校において、読書指導を目的としてクラス担任から定期的に報告を求められている情報は貸出冊数であり、児童生徒が図書館から借りた資料のタイトルに関する情報ではない。また、インタビュー調査の中では、クラス担任への定期的な報告について話が及んだ際に、「タイトルは伝えていない」と強調する場面が多数確認されており、いくら教育的な目的があったとしても、誰が何を借りているか、という情報までは伝えるべきではないとする意識は現場の学校図書館員にも強く存在することが明らかとなっている。読書指導を目的として貸出冊数を利用することの是非については後述するが、貸出冊数に関する情報が読書指導と深く結びついているのであれば、個人ごとに冊数情報のみをひとまず抽出し、秘匿性が高いタイトル情報については返却時に消去するということも可能ではないだろうか。例えば、コンピュータ式では書名データをランダムな値に置き換えることで、個人の記録を残さないシステムを簡単に開発できるし、カード式でも、個人カードのタイトル欄をマジックペンで塗りつぶすといった方法を採用すれば、タイトル情報を残さずに、冊数情報だけを残すことは不可能ではない。

こうした対応について、学校図書館員はどのように考えるのだろうか。

表5 (図5) は、貸出記録を「返却後も保有したい」と回答した学校図書館員103名に対して、「貸出冊数が残れば、タイトル情報は返却時に消してもよいですか?」と問いかけた結果をまとめたものであるが、全体で見ると「冊数情報以外は消去してもよい」と回答した学校図書館員はやや増加したものの、依然として、小学校図書館員の大半(94.0%)は、返却後もタイトル情報を含めて、「全ての貸出記録を保有したい」と回答しており、中学校図書館員の約6割(62.5%)、高校図書館員の約7割(66.7%)も返却後の貸出記録からタイトル情報を消去することに反対していることが分かる。

では、なぜ彼らは貸出記録をタイト

ル情報も含めて全て保有したいと考えるのだろうか。表6 (図6) はその理由を列挙したものであるが、学校図書館員に共通する考えは、児童生徒の多くは「読書に関する自己管理能力が乏しい」とする意見であり、卒業時の記念贈呈や貸出履歴の確認など、「利用者自身のために活用するのであれば、貸出記録を保有していても問題はない」とするものであった。彼らの考えによると、仮に、学校図書館が貸出記録を保有しなくなると、子どもたちは自己の読書を管理するために、自分自身で読んだ本のタイトルや内容などを記録しなければなくなる。しかし、読むことと書くことを同期させると、子どもたちは読書行為そのものを厭うようになる可能性が高く、図書館利用に対する忌避感を生じさせる恐れもある。とすれば、学校図書館員が利用者の代わりに貸出記録を管理し、過去に学習で使用した資料のタイトルを忘れてしまった場合や借りようとしている資料を過去に読んだことがあるかどうか確認したいといった場合などに個人カードやコンピュータ上の貸出履歴を見せてあげたり、卒業時や年度末に貸出記録を記念品として贈呈するといった関わりを通じて、「読書の記録を残すことの大切さを実感させる時期に当たった方がよい」という考えも成り立つと語るのである。こうした考えは中学校や高校でも確認されており、貸出記録

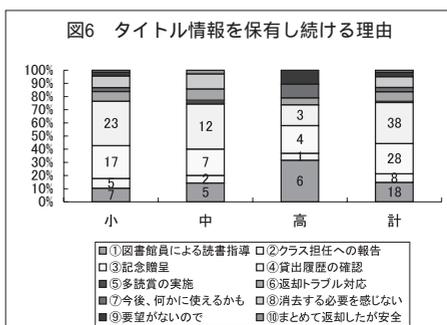
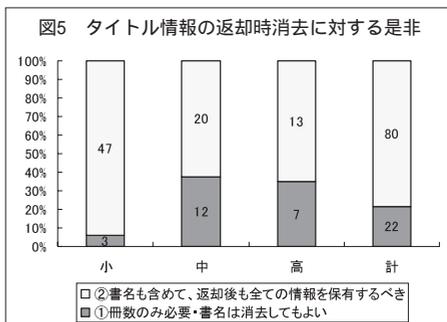


表5 タイトル情報の返却時消去に対する是非

N=102

選択肢	小	中	高	合計	比率
冊数のみ必要・書名は消去してもよい	3	12	7	22	21.6%
書名も含めて、返却後も全ての情報を保有すべき	47	20	13	80	78.4%

表6 タイトル情報を保有し続ける理由（複数回答可）

N=80

選択肢	小	中	高	合計	比率
図書館員による読書指導のため	7	5	6	18	22.2%
クラス担任への報告のため（読書指導の資料として活用するため）	5	2	1	8	9.9%
卒業時・年度末の贈呈のため	17	7	4	28	34.6%
児童生徒本人が貸出履歴を確認するため	23	12	3	38	46.9%
多読賞・優良読者賞の実施のため	0	1	0	1	1.2%
汚損破損、返却トラブルに対応するため	5	3	1	9	11.1%
今のところ特に用途はないが、今後、何かに使えるかもしれない	2	0	2	4	4.9%
今のところ何も問題が起こっていないため、わざわざ消去する必要を感じない	6	4	0	10	12.3%
利用者・保護者からの要望がないので	2	0	2	4	4.9%
まとめて返却した方がかえって安全なので（カード式の場合）	1	1	0	2	2.5%

を返却時に完全に消去することは「学校図書館にはなじまない」とする考えが学校図書館現場には根強く存在することが明らかとなった。

4. 問題点の整理と妥当性の検証

4.1 考察の目的・観点

以上のように、沖縄県の学校図書館では、その大半が貸出記録を返却後も保有し、様々な用途で利用している。また、多くの学校図書館員は、貸出記録の返却時消去という理念に対して強い抵抗感を示すか、あるいは「1人では決められない」という消極的な態度を示している。

言うまでもなく、こうした考えは、貸出記録の用途を「資料管理」に限定し（読書指導からは切り離し）、その保有期間を返却までとする学校図書館問題研究会や日本図書館協会のガイドラインとは異なっている。しかしながら、こうした調査結果は、学校図書館現場において、プライバシー保護や読書の自由の重要性が全く理解されていないということを示しているわけではない点には注意が必要であろう。

インタビュー調査から分かるように、学校図書館員の多くは、読書指導を目的とする場合であっても、基本的には、タイトル情報はクラス担任等の教員へは伝えない方がよいという問題意識を持っている。その点では、各ガイドラインへの理解は深いと思われるのだ

が、そうした意識が貸出記録を返却時に消去するという理念に結びつくことは少ない。つまり、学校図書館現場では、返却後の貸出記録の内、冊数情報については、クラス担任による読書指導の資料として、タイトル情報については、利用者本人の読書活動を支援するための資料として活用するという明確な用途があり、そうした用途に貸出記録を使用することは、利用者のプライバシーを侵害したり、読書の自由を阻む決定的な要素にはならないと考えられている点がガイドラインとは異なっているのである。

沖縄県の小中学校で実施されている貸出冊数の報告は、学力向上、国語力の育成といった学校全体の教育目標に深く結びつくものであり、近年の学校図書館活動が目指す「教育課程の展開への寄与」を実現する一つの取り組みとして積極的に評価することも不可能ではない。また、貸出記録の記念贈呈や本人による履歴確認といった用途については、「自己情報のコントロール権を保障する」という近年の個人情報保護の考え方に照らして考えれば、「本人が望んでいるのであれば、貸出記録を保有して、積極的にサービスに活用していくべきである」とする考え方も成り立つように思われる。実は、調査対象の中で唯一、ブラウン式を導入していた高校の学校図書館員もまた、日々の活動の中で貸出記録が残らないことを不便に感じる場面がないわけではないと語っており、「プライバシー、個人情報保護に潔癖すぎることで、学校図書館の活動が衰退することはよくない」のではないかと考えることもあるという。

「貸出記録は返却後も保有するべきである」という現場からの問題提起に対して、どのように考えればよいのだろうか。次に、2.で紹介した学校図書館界における議論を手がかりに、貸出記録を返却後も保有する理由として挙げられた2つの意見について、その妥当性を考察してみよう。

4.2 冊数情報の保有について

4.2.1 これまでの議論にみる冊数情報の保有に関する見解

繰り返し述べているように、沖縄県の学校図書館員が貸出記録を返却後も保有しなければならないと考えている第一の理由は、学校の教育目標として目標読書冊数が設定され、クラス担任への定期的な報告や通知表への記載などが義務化されているということであった。この理由は特に小中学校において多く確認されたものであるが、ここで言う貸出記録とは、誰が何冊借りたのか、という個人別貸出冊数を指しており、誰が何を借りたのか、というタイトル情報は含まれていない。

これまでの学校図書館関連文献を調べてみると、主に問題視されてきたことは、読書指導を目的として、児童生徒個人の読書の内容（タイトル情報）がクラス担任に知られることであり、厳密には、個人の貸出冊数が知られることではない。上に紹介した2つの学校

図書館向けのガイドラインを見ても、学校図書館問題研究会の「のぞましい貸出方式が備えるべき五つの条件」では、プライバシーとして保護されるべき「個人の記録」は、「誰が何を借りたのか、読んだのか」と定義されており、「図書館の自由に関する宣言」の解説書でも、「何を read したかを（中略）教員に知られることを好まないこともある」とは記されているが、貸出冊数、利用頻度が知られることについては特に問題視されていない。つまり、貸出記録は読書指導とは切り離すべきである、または返却時に消去するべきである、と考えられているとしても、そこで言う貸出記録とは厳密にはタイトル情報を指していることから、冊数情報を保有し、読書指導に活用するという点については、明確なルールは確立されていないとも考えることができるのである。沖縄県の学校図書館のように、貸出冊数を返却後も保有し、クラス担任の読書指導資料として活用することの是非については、新たな問題提起として、考察する必要があるだろう。

4.2.2 貸出冊数と読書冊数の違い

では、冊数情報を保有し、読書指導目的で活用することの是非についてどのように考えればよいのだろうか。これまでの議論をふまえて考えると、まず気にかかることは、貸出記録（タイトル情報）というものがあくまでも借りた資料の情報であって、個人の読書生活を正確に反映する情報にはならないという指摘である。このことは、冊数情報についても同様であって、読書指導のために児童生徒の読書量を把握する資料としては貸出冊数に関する情報だけでは決して十分なものとはならないことに気づく。誰が何を読んでいるか、という情報を入手する上で、自己申告に基づく情報の収集を原則とするのであれば、誰が何冊 read したのかという情報についても、安易に貸出記録に頼るのではなく、教員自らが収集するということが原則となるとも考えられるのである。

上述のように、沖縄県の小中学校では、クラス担任へと定期的に報告される貸出冊数は、最終的には「通知表への記載」という形で、その子どもの読書生活を評価する資料として活用されることになっている。このことについて、インタビュー調査では、「うちの子は学校では本は借りていないが、家にある本をたくさん読んでいる」というクレームが保護者から寄せられたという話もあった。読書活動が教育課程に深く結びついていることは素晴らしいことではあるが、不正確な情報をもとに評価されるようなことは本来のあり方ではない。こうした問題を考えるならば、学校図書館員は、より正確な情報を把握するように呼びかけていく必要があるのではないだろうか。

ただし、以上の議論では、「貸出記録だけでは、個人の読書生活は全て把握できないので、貸出冊数の報告に加えて、学校図書館以外の場所で read した本の冊数を申告させればよい」とする考え方も成り立つ。ここで気をつけたいことは、学校図書館が管理する貸出冊

数はあくまでも資料を借りた回数を記録した情報であって、資料を読んだ回数を記録した情報ではないということであろう。利用者は学校図書館から借りた資料を必ず読み終えてから返すわけではないし、読み終えなければ返してはならないというわけではない。学校で設定されている目標冊数が「目標読書冊数」であることを考えれば、貸出冊数をそのまま使うことには問題が多い。目標冊数への到達度を評価するのであれば、借りた回数ではなく、やはり読了した回数を用いることが本来のやり方であろう。

4.2.3 冊数情報を報告する弊害

とはいえ、貸出冊数に関する情報が、読書指導を行う上で完全なものではないとしても、多忙な学校現場では、そこに個人の読書生活の一部が反映されているのであれば、不正確であることをある程度承知の上で指導資料に代用してもよいという考えも成り立たないわけではない。現実には、多くの学校において、貸出冊数が目標読書冊数に代わる情報として活用されていることにも、そうした現実的な妥協が現れているのかもしれない。ただし、これまでの議論を振り返ると、貸出記録（正確にはタイトル情報）をクラス担任等に報告することには、その情報が読書指導の資料として不正確であると同時に、読書の自由を侵害する恐れがあるという2つの観点から、否定的に捉えられてきたことに気づく。冊数情報を報告することについてもまた、読書の自由の保障に関わる問題は存在しないのだろうか。

これまでの議論では、タイトル情報については、相手がどんなに信頼を抱いている相手であっても、知られたくない読書内容が含まれる可能性がある限り、読書指導の資料として貸出記録をそのまま使うべきではない、と考えられてきた。しかし、冊数情報については、個人の内心が知られてしまうという意味での秘匿性は基本的にはない。とすれば、読書の自由を侵害する要素はないということになるかと思われるのだが、ここで筆者は、貸出記録（タイトル情報）が読書指導目的で使用されることの問題点を指摘した「本来の読みたい資料を借りるという行為そのものが歪められることもあり得る」²⁷とする言葉の意味をもう一度考えてみたい。これまでの議論では、クラス担任等の教員が貸出記録をチェックすることで、借りたい本を借りられなくなるということが問題視されてきたように思われるが、この言葉には、児童生徒が、教員に貸出記録をチェックされることを無意識に逆手にとって、いい評価を得たいという気持ちから、読みたくもない本を借り出すようになってしまうという意味も隠されているように思われる。このことは冊数情報を報告することについても同様であり、冊数という基準は「大人受けの良い本」という基準よりもさらに分かりやすく、それだけに、1冊でも貸出冊数を増そうとするあまり、読むあてのない本を借り続けなければならない状況に陥ってしまう可能性が高いとも考えられるのである。

このことについては、インタビュー調査でも、読みたい本を1冊借りて、借りるだけの本を1冊借りる、というように、「先生がうるさいので、借りる本と読む本を区別して（借りて）いる」という回答も確認されている。つまり、冊数評価に基づく読書指導というものが、不自由な読書生活を子どもたちに押しつけている実態が見えてくるのである。実際に、2006年5月の新聞報道では、高い水準で増加を続けている沖縄県の小中学校での1人当たり貸出冊数は、実は水増しされた形跡があり、児童生徒の平均読書時間で計算すると「1時間に4冊」というおかしな数値になってしまうことも指摘されている²⁸。しかも、こうした状況になってしまえば、冊数情報もまた、個人の読書状況を判断するには信頼できない情報となってしまう、読書指導の資料として活用するという目的そのものが否定されてしまうことになるのである。

この問題については、貸出冊数が個人の読書内容を評価する上で、判断基準となるのか、という疑問も残る。本来、読書のペースは1人1人異なるものであり、本の内容について立ち止まって考えたり、厚い本にチャレンジして、1冊を読み終えるのに時間がかかることもあれば、お気に入りの本を何度も読み返すというスタイルで読書を楽しむ子どももいるはずである。目標冊数を設定し、その到達度を通知表の上で評価するようになると、こうした読書のあり方が否定されてしまう可能性も否定できないのではないかと。

もちろん、クラス担任に貸出冊数を報告し、目標冊数の下でその到達度を評価することについては、「図書館を利用する習慣が身に付く」や「たくさん本との出会い、その中から自分に合う本を探すことができる」「読書の世界が広がる」といったメリットもあるだろう。しかし、沖縄県内では、小中学校の図書館員を中心に、ブックトークや読み聞かせの技術を高めるための研修が多数行われており、学校図書館先進地域の1つとして充実した取り組みがなされている。こうした状況を考えれば、必ずしも読書指導において貸出冊数を増やすという手段に頼らなければならない必要性はないとも考えられる。また、インタビュー調査では、クラス担任への冊数報告について、冊数競争を煽るためではなく、「不読者を知らせるため」と位置付けているという回答もあったのだが、沖縄の小中学校では、ほぼ全ての学校で朝の読書活動の時間が設けられており²⁹、教員自身がその時間に参加すれば、子どもたちが本に親しんでいるかどうかはすぐに分かるようにも思われる。貸出冊数をクラス担任に報告することに「図書館利用の習慣化」「読書の世界を広げる」「不読者を発見する」などのメリットがあるとしても、他の方法でもそれを実現する手段があり、さらに、冊数を評価することで、子どもたちの読書が不自由になるというデメリットがあるとすれば、やはり読書指導と貸出記録（冊数情報）は基本的には切り離した方がよいのではないだろうか。

4.2.4 解決策の提案

クラス担任への貸出冊数の報告について、過度な競争に陥ることを懸念する意見は、インタビュー調査の中でも一部、寄せられている。にもかかわらず、返却後の貸出記録の用途として、冊数報告が挙げられる理由は、それが学校の教育目標とも深く関わる「義務」であると捉えられているからであろう。しかし、冊数情報の報告は強制力を伴うような「義務」と言えるのだろうか。

例えば、ある中学校の図書館員は、学校図書館におけるプライバシー保護の問題を卒業研究のテーマとしたこと経験から、貸出記録が定期的に報告されている現状に疑問を感じ、それまで毎月行われていた個人別貸出記録の報告を中止してみたものの、学校長や周囲の教員から特に批判を受けることは「なかった」と語っている。また、一部のクラス担任から貸出記録を求められた際にも、「カード式なので、集計に時間がかかる」と言ってやり過ごすことができたとも語っている。そもそも、貸出冊数というものが読書指導の資料として正確な情報にはなりえないということは少し考えれば気づくことであり、学校図書館の貸出冊数だけに頼ろうとする教員は、最初から読書指導にそれほど熱心な人物ではないとも言えるだろう。そうしたクラス担任が学校図書館から報告される貸出冊数について、1名ずつ細かく確認しているとは思えないし、学校図書館からの報告を心待ちにしているとも考えにくい。問題は読書指導に熱心に取り組もうとするクラス担任の存在であるが、こちらもその1人1人に、冊数情報を報告することには様々な弊害があるということを説明すれば、もともと読書指導に熱心に取り組もうとする教員なのだから、その矛盾に気づいてくれる可能性もあるのではないだろうか。

通知表に貸出冊数の記入欄があることについても同様であり、沖縄県の小中学校では、生活態度に関する項目の1つとして設置されているだけであって、現時点では、教科の評価に直接的に結びついたものではないという。また、インタビュー調査では、その様式は学年会議で決定されることから、「学年によっては貸出冊数を記載しない通知表を使用することもある」という指摘も寄せられている。とすれば、学校図書館員が各種会議に出席し、貸出冊数を評価することの問題点を指摘して、教育評価に使用しないように提言し、理解を求めることも不可能ではないと思われる。

インタビュー調査によると、沖縄県のある地域の小中学校では、貸出冊数を評価することによる弊害を考慮して、多読賞を実施しないことが取り決められているという。そして、その地域から他の地域に異動したある学校図書館員は、新たに勤務した中学校にて、多読賞の弊害を教員や生徒に訴え、その廃止を実現したとも語っている。多読賞もまた、学校全体で定められる目標冊数の到達度を評価するための行事であるが、学校図書館員の働きかけによって、学校全体の意識を変えることは不可能ではない。クラス担任への報告や通

知表への記載についても、「義務だから」「説明しても分かってもらえない」と諦めず、まずはそうした働きかけを積極的にやっていくべきではないだろうか。

繰り返せば、学校図書館員がクラス担任等による読書指導に貢献できる方法は、貸出冊数を報告することだけではない。学校図書館員の働きかけによって、教員の意識を変え、子どもたちが読書の興味や能力を深化、発展させることができるならば、貸出冊数の報告を求められるような風潮は自然に消滅するとも考えられる。読書指導において学校図書館員が本質的な役割を果たし、冊数の増加を目指すだけの読書指導のあり方から脱することができた時点で、貸出記録を保有する第一の理由は解消されるように思われる。

4.3 タイトル情報の保有について

4.3.1 これまでの議論にみるタイトル情報の保有に関する見解

次に、「利用者自身のために活用するのであれば、貸出記録（タイトル情報）を保有してもよい」という意見の妥当性について考えてみよう。

インタビュー調査では、貸出記録を返却時に消去できない理由として、本人による過去の貸出履歴の参照に応じることや、貸出履歴を卒業時等の記念として贈呈するといった用途があること、さらに子どもたちに読書を記録する管理能力が乏しいことが挙げられている。こうした用途については、1980年代の議論の中でもたびたび登場するのだが、読書ノートの様式を工夫し（書くことが負担にならないような方法を考案するなど）³⁰、しっかりと指導することによって解決できるとして、それほど大きくは取り上げられていない。

しかしながら、近年の個人情報保護の考えでは、自己情報のコントロール権を保障するという立場から、本人の了解の上に、個人情報を活用し、よりよいサービスを提供すべきであるという考えも出てきている。カード式の学校図書館であれば、貸出記録を残すことは、第三者に知られてしまうことを意味していたため、プライバシー保護を優先して、ブラウン式が導入され、利用者自身で記録を付けるように指導することしか方法がなかったと考えられるのだが、コンピュータ式の貸出方式では、貸出記録を残しながら、その漏洩を防ぎ、有効に活用してサービスを行うことは技術的には不可能ではない。例えば、オンライン書店業界では、個人情報を保護することを前提として、当たり前のようにユーザーの商品購入履歴を用いたサービスが展開されている。こうした状況の中で、図書館システム開発の研究分野では、貸出資料の情報を参考文献として蓄積するシステムや個人の貸出履歴をもとに検索結果に重みを付ける検索機能の研究も進められており、頑なに貸出記録を消去することにこだわるのではなく、利用者本人の了解と個人情報保護を前提として貸出記録をサービスの向上に活用していくべきであるとする指摘も存在するのである。

「利用者自身のために活用するのであれば、貸出記録（タイトル情報）を保有してもよい」

とする意見は過去にも取り上げられてきたものではあるが、こうした時代の変化をふまえて、新たな問題として考察する必要があるだろう。

4.3.2 利用者のニーズの有無

この問題について、まず検討しなければならないことは、タイトル情報を返却後も残し、それをサービスに活用することについて、利用者の側にどの程度ニーズがあるのか、ということである。

表2から分かるように、学校図書館の約半数は年度末に貸出記録を消去している。それらの図書館では3月に借りた本の情報は4月には学校図書館には残らなくなるのだが、インタビュー調査では、3月の貸出記録を4月に参照できないことを問題視する声は一切挙がっていない。その中には、個人カードなどを記念品として年度末に贈呈している学校図書館も含まれているのだが、(特にコンピュータ式の)小中学校図書館ではそうした行事を行っていないところも少なくない。これは、貸出記録というものは、学校図書館内に保有されているからこそ「見せて欲しい」というニーズが生じるのであって、もともと保有されていないならば、子どもたちはそういうものだとなんて思わないか、ということの意味しているのではないだろうか。

このことは、記念贈呈という用途についても同様である。表6から分かるように、タイトル情報を返却後も保有する理由として、記念贈呈を挙げた学校図書館員がいる一方で、現在、記念贈呈を行っていないという回答も6割以上を占めている。インタビュー調査ではその理由も確認しているのだが、「もらってからすぐに捨ててしまう子どももいる」、「紙代やインク代がかかりすぎる」といった理由から、コンピュータ式への移行の際に取りやめたと答えた学校図書館員も少なくない。記念贈呈という行事が学校内において必要不可欠なものであると捉えられているのならば、その中止は難しかったはずであるが、インタビュー調査では、多読賞を中止した際のエピソードのような苦労はほとんど聞かれなかった。このことにも、記念贈呈に対するニーズはそれほど大きくないということが現れているのではないだろうか。

さらに言えば、貸出記録が残されている期間についても、貸出履歴を確認したいと言って図書館を訪れる利用者はそれほど多いわけではないということもインタビュー調査では明らかとなっている。多くの学校図書館員が、「月に1人が2人いる程度」とその頻度を語っており、必ずしも全ての児童生徒が自己の貸出履歴に興味を持っているわけではないという実態も見えてくるのである。

4.3.3 タイトル情報を保有するデメリット

もちろん、少人数であっても、貸出記録を求める利用者が1人でもいるならば、そのニーズに応える方法を考えていくことも重要であろう。ただし、タイトル情報を残し、読書活動のサポートに活用することに一定のニーズ、メリットがあるとしても、それを上回るデメリットがあるならば、考え方は異なってくるのではないだろうか。

言うまでもなく、学校図書館という館種は、公共図書館や大学図書館と比べて、貸出記録の外部漏洩や目的外利用の問題が生じやすい性質を備えている。沖縄県では学校図書館員が専任配置されているものの、「1人職場」であることには変わりはないため、カウンターを離れることも多く、貸出記録が記載された個人カードやコンピュータ内のデータを厳重に管理することは困

難である。また、3.では取り上げなかったが、インタビュー調査では、約4割の学校図書館員が教育指導を目的として貸出記録（タイトル情報を含む）を求められた経験があると答えており、さらに、約5割～6割強の学校図書館員が、プライバシー保護上、問題を感じつつも、教育指導を目的として貸出記録を求められた場合には「提供せざるを得ない」と回答していることも明らかになっている（表7、8、図7、8）。

繰り返せば、インタビュー調査では、貸出記録の内、冊数情報については読書指導資料として活用してもよいと考えられていたのだが、タイトル情報については、相手が教員であっても、基本的には知らせてはならない、という見解を多くの学校図書館員が持っていることが明らかとなっている。にもかかわらず、「提供せざるを得ない」という回答が多いということは、教育機関の内部に設置される学校図書館では、「読書の自由」という理念の実現において、その独立性を主張することは極めて難しいということであり、残念ながら、教員との関係において、学校図書館員の専門性が認められていないということを表しているのではないだろうか。

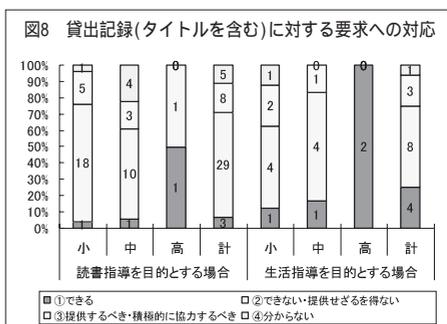
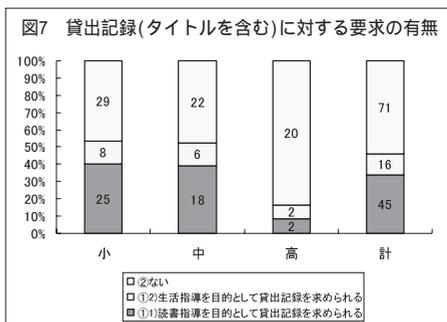


表7 貸出記録（タイトルを含む）に対する要求の有無

N = 125

回 答	小	中	高	合計	比率
ある（以下は目的外利用の例・複数回答可）	30	20	4	54	38.6%
1) 読書指導を目的としてクラス担任や国語教員から利用者個人の貸出記録を求められる	25	18	2	45	32.1%
2) 生活指導を目的として（子どもが何を考えているか、何に興味があるか知りたいので）クラス担任から利用者個人の貸出記録を求められる	8	6	2	16	11.4%
ない	29	22	20	71	50.7%

表8 貸出記録（タイトルを含む）に対する要求への対応

N = 54

回 答	読書指導を目的とする場合					生活指導を目的とする場合				
	小	中	高	合計	比率	小	中	高	合計	比率
できる	1	1	1	3	6.7%	1	1	2	4	25.0%
できない・提供せざるを得ない	18	10	1	29	64.4%	4	4	0	8	50.0%
提供するべき・積極的に協力するべき	5	3	0	8	17.8%	2	1	0	3	18.8%
分からない	1	4	0	5	11.1%	1	0	0	1	6.3%

貸出記録を残すことによるメリットを追求するためには、当然、そのリスクを回避する態勢が整っていることが前提となるはずである。多くの学校図書館において、その態勢が整っていない限り、やはりタイトル情報を保有し、サービス向上のために活用するということは時期尚早であるように思われる。

4.3.4 解決策の提案

1980年代の議論を振り返ると、クラス担任等の教員が教育指導の中で個人の読書生活を把握することに意味があるということは認めつつも、貸出記録は適切な指導資料にはならず、また、貸出記録を活用することが読書の自由を侵害する可能性が高いという理由から、「教育に必要な情報は教員自らが集める」という第三の方法を提案し、この問題の解決を目指すというスタンスがとられていることが分かる。とすれば、読書活動の管理能力が未発達な児童生徒をサポートするために、タイトル情報を保有しておきたいという現場の意見についても、それが読書の自由を侵害する可能性があるとしても、一方的に否定するだけでなく、それに代わるよりよい方法を検討、提案する必要があるだろう。

この問題について考える上で、まず注目したいことは、インタビュー調査において、貸出記録を返却後も保有する用途として、本人による貸出履歴の参照や記念贈呈を挙げなかった学校図書館員が半数以上存在するということである（表6）。上述のように、貸出履歴を参照したい理由としては、「シリーズ物を何巻まで読んだか知りたい」というように、こ

れから借りようとしている資料を過去に読んだことがあるかどうか確認したいといったケースがあるのだが、こうした児童生徒の要望に対しては、「少し読めば記憶も蘇る」し、「全く覚えていないのなら、読んでいないことと同じ」なのだから「もう一度読むように勧めればよい」、という意見を持つ学校図書館員も少なくないのである。インタビュー調査では、貸出履歴の照会に応えたり、記念贈呈を行うことで、子どもたちに読書の記録を残すことの大切さを実感させるべきであるという意見もあったが、中学、高校になっても同じことを続けているだけでは、利用者の側に甘えと期待が定着してしまい、読書の管理能力はかえって高まっていかないと考えられる。そうした方法が有効であるとしても、小学校低学年までに限定するなどして、ある学齢になれば、タイトル情報が残らない状態を経験させることで、読書の自己管理の必要性を実感させていくことも検討するべきではないだろうか。

この問題については、近年の技術の進歩によって新たな解決策が提示されていることも記しておきたい。例えば、コンピュータ式の図書館であれば、貸出のたびにレシートを発行し、そこにタイトル情報を記載することができる。タイトルを正確に記載できない、または記録を面倒に感じる子どもであっても、ノートのようなものをそのレシートを挟んだり、貼り付けていくことはそれほど難しいことではないのではないだろうか。携帯電話を持っている利用者には、希望者を対象としてメール等でタイトル情報を送信して、それを利用者自身が管理するという方法も考えられるだろう。こうすれば、タイトル情報を学校図書館内に残さずに、かつ利用者自身も手間をかけずに記録を残すことが可能となり、他人に知られたくないような読書内容について、自ら削除することもできる。不要な情報も含めて、全ての貸出記録が学校図書館内に残されているよりは、必要な情報と不要な情報を区別して管理できる方法の方が自己情報のコントロール権を保障するという状態に近いだろう。

繰り返せば、タイトル情報を学校図書館が保有するニーズは実際にはそれほど大きなものではなく、そのニーズに応えるよりよい方法がないわけではない。その一方で、学校図書館がタイトル情報を保有することには、学校図書館員の専門性が確立されていない状況では、プライバシー、個人情報保護が危うくなる危険性が含まれている。「利用者自身のために活用するのであれば、貸出記録（タイトル情報）を保有してもよい」とする考えは新たな問題提起を含むものではあるが、現時点では、「貸出記録は返却時に消去すべきである」という理念を覆すまでには至っていないと言えるだろう。

5. 今後の課題

本稿では、貸出記録の返却時消去という理念の実践状況と、学校図書館員の意見を調査

し、これまでの議論をふまえて、その妥当性について検討してきた。

繰り返せば、沖縄県の学校図書館では、貸出記録は返却後も一定期間保有されており、冊数情報については、クラス担任への報告を目的として、タイトル情報については、利用者本人の読書活動をサポートするための資料としてそれぞれ活用しても構わないと考えられている。いずれも、1980年代を中心とする議論では大きく取り上げられていない問題提起を含むものであったが、貸出記録に「資料管理」以外の目的を与え、教育指導や読書活動の支援に活用していくことには、児童生徒の読書活動を不自由にするという問題も含まれており、現時点では、それらの用途で貸出記録を保有することを全面的に肯定することは難しいように思われる。貸出記録の返却時消去を前提として、よりよい解決策を考えていくことが可能である限り、まずはそれらの方法の実現可能性を探るべきではないだろうか。

本研究では、これまでの議論やインタビュー調査結果を手がかりとして、解決策を考察してきたが、複雑な要素が絡み合う問題であるため、まだまだ議論の余地が残されているとも考えられる。利用者の学齢や学校図書館員の雇用身分に応じた詳細な分析も必要だろう。今後は、本稿での提案をもとに現場の学校図書館員との意見交換を行い、さらに考察を深めていきたい。(2007年9月30日)

脚注

¹ 本研究では、図書館が、貸出サービスにおいて利用者個人から預かる情報を「貸出記録」と定義する。具体的には、利用者の氏名とともに、一定期間、図書館内に保有される貸出資料の書誌情報と累積貸出冊数を指す。

² 「貸出業務へのコンピュータ導入に伴う個人情報の保護に関する基準」（1984年日本図書館協会総会決議）

³ 「のぞましい貸出方式が備えるべき五つの条件 逐条解説」（学校図書館問題研究会、1988年に5つの条件が発表、逐条解説は1990年に発表）

⁴ 日本図書館協会図書館の自由に関する調査委員会編 『図書館の自由に関する宣言1979年改訂』解説、日本図書館協会、1987、pp.31-32 2004年に改訂された解説書にも同様の記述がある（同解説書p38-39）。

⁵ 「図書館の自由に関する宣言」（1979年日本図書館協会総会決議）

⁶ 例えば、筆者が2005年4月～5月に実施した、私立大学図書館協会西地区部会加盟241館を対象とするアンケート調査では（回答数198）、返却時に貸出記録を完全に消去していると回答したのは22館（11%）、返却後も保有していると回答したのは173館（87%）、無回答3館（2%）となっている。（拙著『私立大学図書館における個人情報・プライバシー保護 - 貸出記録の管理方法と消去の必要性を中心に - 』『日本語日本文学研究』第10巻第1号、2005.12）

⁷ 戦後の学校図書館における読書指導とプライバシー保護の関わりについては、拙著論文「生活指導の一部としての読書指導」論 - 昭和20年代学校図書館文献を中心に 、『日本語日本文学研究』第7巻第2号、2003.3、「戦後学校図書館文献にみるプライバシー意識 - 昭和20年代～昭和30年代を中心に - 』『日本語日本文学研究』第8巻第1号、2003.10、「学校図書館文献（1965-1989）にみる「図書館の自由」 - 貸出記録の管理と教育的利用に関するプライバシー意識を中心に 、『日本語日本文学研究』第9巻第2号、2005.3）参照

⁸ 文部省編『学校図書館の手引』師範学校教科書、1948、p.52

⁹ 遠藤英三「ブラウン方式と学校図書館」『学校図書館』279、1974.1、pp.33-36、杉山久夫「図書貸出しの記録」『学校図書館』303、1976.1、pp.53-54 詳しくは、拙著『学校図書館文献（1965-1989）にみる「図書館の自由」 - 貸出記録の管理と教育的利用に関するプライバシー意識を中心に 、『日本語日本文学研究』第9巻第2号、2005.3参照

¹⁰ 例えば、広松邦子・鈴木紀代子・柿沼隆志「学校図書館における図書館の自由の問題」『現代の図書館』13（4）、1975.12、pp.139-142、黒沢浩「読書の自由を保证する場に」『学校図書館』231、1970.1、pp.33-34、黒沢浩「閲覧・貸出 利用者の立場になって決める」『学校図書館』318、1977.4、p.39-41など。他にも、個人カードの使用を前提とした読書指導を推奨する文献が多数発表されている。詳しくは、拙著『学校図書館文献（1965-1989）にみる「図書館の自由」 - 貸出記録の管理と教育的利用に関するプライバシー意識を中心に 、『日本語日本文学研究』第9巻第2号、2005.3参照

¹¹ 日本図書館協会図書館の自由に関する調査委員会編『図書館の自由に関する宣言1979年改訂』日本図書館協会、1979、pp.30-31

¹² 例えば、「なぜ、市立図書館に？ 現代の高校生図書館利用気質」『学校図書館』378、1982.4、p.57、渡辺紘子「学習と密着した学校図書館を見る」『学校図書館』382、1982.8、pp.37-47、丹羽努「スリッパ方式による館外貸出の試み」『学校図書館』395、1983.9、p.22-24、大沢洋一郎「記録を残さない貸出方式への一考察」『学校図書館と図書館の自由』日本図書館協会、1983、pp.25-26、土居陽子「学校図書館の日常活動における「図書館の自由」」『図書館界』37（3）、1985.9、pp.99-105、柳原宏「海外リポート - ハックルベリイを葬れ - アメリカにおける禁書攻撃」『学校図書館』432、1986.10、pp.68-69、高橋恵美子「学校図書館における貸出方式とプライバシー」『図書館は利用者の秘密を守る。（図書館と自由第9集）日本図書館協会、1988.3、pp.40-49 などがある。

¹³ 学校図書館問題研究会の大会では1986年の第1回の大会から、「個人カードは残すべきかどうか？」という問題が取り上げられている。（宮地美智子「学校図書館の「貸出」を考える」『がくと』創刊号、1986.2、pp.39-40）

¹⁴ 「図書館の自由との関連で、学校図書館における貸出記録と子どものプライバシーが集中的に議論さ

れた場として、1985年の日図協学校図書館部会の夏期研究集会がある」(塩見昇「子どもの権利条約・プライバシー権の波をかぶる学校図書館」『現代の図書館』Vol.29, No.4, 1991, p.211)

¹⁵ 日本図書館協会図書館の自由に関する調査委員会編「『図書館の自由に関する宣言1979年改訂』解説」日本図書館協会, 1987, pp.31-32 「外部とは」という文章は1979年に刊行された解説書にも記載されているが、曖昧な表現が多く、貸出記録を読書指導目的で使用することの是非は正確には受け止められなかったと思われる。

¹⁶ 渡辺重夫「個人情報の保護と学校図書館 プライバシー権と結びつけて (1)(2)」『学校図書館』491-492, 1991.9-10, pp.63-65, pp.67-69、渡辺重夫「教育改革の視座としての学校図書館 (III) 学校図書館と子どものプライバシーの権利」『日本私学教育研究所紀要』第29号 (1), 1994.3, pp.295-318、塩見昇「図書館の自由における『利用者の秘密』」『図書館は利用者の秘密を守る。(図書館と自由第9集)』, 日本図書館協会, 1988.3, pp.10-25、塩見昇「プライバシーの尊重」『学校図書館』507, 1993.1, pp.27-32

¹⁷ 「のぞましい貸出方式が備えるべき5つの条件」の成立過程における議論については、拙著「学校図書館と『読書の自由』 - 学校図書館問題研究会「のぞましい貸出方式が備えるべき5つの条件」の再検討」『沖縄国際大学日本語日本文学研究』第12巻第1号, 2007.10, pp.1-26参照

¹⁸ 赤星隆子編『読書と豊かな人間性』樹村房, 1999, p.48、山本順一、二村健監修『学校経営と学校図書館』, 学文社, 2002, pp.30-31、「新学校図書館学」編集委員会編『学校経営と学校図書館』, 全国学校図書館協議会, 2006, pp.97-98

¹⁹ 学校図書館図書標準を達成している学校の割合は公立小学校で69.1%、公立中学校では38.5%となっている。(『文部科学省の学校図書館調査結果 (1)』『学校図書館』682, 2007.8, p.94)

²⁰ 「文部科学省『学校図書館の現状に関する調査結果』によると、沖縄県の公立小学校1校当たりの図書購入額は年間約59.6万円。これは2001年度から04年度までの年平均額である。九州地区では第1位、全国でも第4位という高い水準だ」(『59.6万円/公立小学校の図書購入額』『沖縄タイムス』2006.9.17朝刊)

²¹ 「2004年の全県調査によると、『朝の読書』など全校一斉の読書活動は小学校、中学校ともに、実施していない学校はいずれも1校だけ。実施頻度をみると『ほぼ毎日』と『週に数回』を合わせると小学校が195校(70.9%)、中学校が141校(87%)となっている」(『琉球新報』2004年10月22日朝刊)

²² 調査対象には学校司書の他に、勤務実態のある司書教諭も一部含まれているため、総称的に「学校図書館員」という名称を用いた。

²³ 録音の許可が得られなかった場合は、インタビュー中に発言内容のメモを作成した。

²⁴ 県立高校図書館のシステムは県教育委員会が独自に作成している。

²⁵ インタビュー調査では、1人あたり30分~1時間をかけて、学校図書館における読書記録の管理方法全般について質問を行っている。インタビューの方法や話の流れ、時間の制約などの都合上、回答者によっては質問することができなかった項目もあるため、有効回答数は表によって異なる。

²⁶ 1998年に発表された文献によると、『沖縄では生徒が学校図書館の本を何冊使ったか読書記録が通信簿に載ります。その個人ごとの貸出数をまとめるのは司書の仕事です』という記述があることから、1990年代末には全県的にそうした習慣が形成されていたと考えられる。(『座談会・沖縄県の学校図書館事情 - 図書館は大繁盛 学校司書は楽しい・忙しい』『図書館雑誌』92 (8), pp.624, 1998.8)

²⁷ 塩見昇「プライバシーの尊重」『学校図書館』507, 1993.1, p.31

²⁸ 「読書『先進県』の影 - 量は先行、質が課題 貸し出し目標達成に優先傾向」『沖縄タイムス』朝刊, 2006.5.5

²⁹ 注8参照

³⁰ 村松なをみ「学校図書館の貸出を考える - システムの面から - 」『がくと』第2号, 1987.7, pp.20-22、西倉直子「貸出システムを考える」『がくと』第3号, 1988.2, pp.3-8、鹿野恵子「貸出方式を考える」『がくと』第4号, 1989.2, pp.31-34、井上明「勝手にMr.ブラウン」『がくと』第5号, 1990.2, pp.43-49など。